

## 建築防火に関する別棟みなし規定の創設を踏まえた消防法の対応について とりまとめ（案）

予防行政のあり方に関する検討部会  
消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会  
(令和6年1月)

---

令和5年10月 中間とりまとめにおける検討結果

# 令和5年10月 中間とりまとめにおける検討結果

## 検討結果(※)

- 現行の令8区画の要件は、引き続き別棟みなし規定として継続することとする。
- 渡り廊下等で接続されている建築物等について、従来通知にて運用を示している内容をベースとして、法令上明確にするため、規定の整備を行うことが適当である。
- これに当たり、建基法令上の防耐火別棟のうち、渡り廊下タイプ及びコアタイプについては、接続部分の壁・床や離隔等による延焼防止の観点は同様であり、消防法令上の渡り廊下等部分の要件と共通点が多い。このため、避難や消防活動においても支障を生じないことを前提として、消防法令上の細目基準に反映する方向で検討を進めていくことが適当である。

※ 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応 中間とりまとめ P19より抜粋

## 消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年1月17日公布、令和6年4月1日施行）

改正後	改正前
<p><u>第八条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。</u></p> <p><u>一 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁</u></p> <p><u>二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二〇に規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。）</u></p>	<p><u>第八条 防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。</u></p>



- 従前の別棟規定（令第8条第1号関係） → 壁タイプ（開口部なし）
- 新設の別棟規定（令第8条第2号関係） → 渡り廊下等

---

**消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の対応方針の検討**  
**(1) 渡り廊下等**

# 消防別棟(渡り廊下接続等)において要求すべき項目の整理

- ・ 消防用設備等に求められる性能は、初期火災の拡大抑制性能、避難安全支援性能、消防活動支援性能に大別される（令第29条の4）。
- ・ このことを踏まえつつ、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定において要求すべき性能について、現行の令第8条（開口部なしの耐火構造の壁・床で区画）や渡り廊下等に係る運用通知（一定の渡り廊下で接続）の内容を基に整理すると、概ね次のとおりとなると考えられる。



※ブロック： 別の防火対象物と  
みなされる部分

## 1 延焼拡大防止

出火ブロックから他のブロックへの延焼が防止されること。

## 2 煙影響防止

出火ブロックから他のブロックへの渡り廊下等を媒介とした煙の影響が防止されること。

## 3 動線確保

各ブロックにおいて、避難及び消防活動に用いる地上までの独立した動線が確保されること。



建築防耐火別棟の基準と消防別棟の基準を比較し、上記3項目について技術的な要件の検討を行った。

# 消防別棟（改正前）と建築防耐火別棟との比較【渡り廊下】

消防別棟(渡り廊下タイプ)【昭和50年消防安第26号】		建築防耐火別棟(渡り廊下タイプ) (相対する外壁間距離が10m以下の場合) (※1)
建築物相互間の距離が確保されている場合 (相対する外壁が延焼のおそれのある部分の範囲外)	建築物相互間の距離が確保されていない場合 (相対する外壁が延焼のおそれのある部分の範囲内)	
<b>基本イメージ</b>	<p>＜全体図＞</p> <p>10m以上</p> <p>6m以上</p>	<p>＜全体図＞</p> <p>3m</p> <p>3m</p> <p>甲種防火戸又は乙種防火戸 (※2)</p>
		<p>＜全体図＞</p> <p>特定防火設備</p> <p>耐火構造 (※4)</p> <p>耐火構造・不燃仕上げ</p> <p>3m</p> <p>6.5m</p> <p>耐火構造・不燃仕上げ</p> <p>特定防火設備</p> <p>防火構造 (※5)・準不燃仕上げ</p> <p>防火構造 (※5)・準不燃仕上げ</p> <p>6.5m</p>
<b>用途 動線確保</b>	通行又は運搬の用途のみ、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるもの	火災の発生のおそれの少ない室 (※ 3) (4階以上の階段室等を除く。)
<b>有効幅員 延焼拡大防止</b>	接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造：3m未満 その他の場合：6m未満	—
<b>建築物間 の距離 延焼拡大防止</b>	1階：6m以上 2階：10m以上	—

※1 国交省において告示化作業中。

※2 現行では、甲種防火戸は特定防火設備、乙種防火戸は防火設備にそれぞれ該当。

※3 火災の発生のおそれの少ない室とは、「火災の発生のおそれの少ない室を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1440号）に定めるものをいう。

- 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 廊下、階段その他の通路、便所、その他これらに類するもの

※4 耐火構造：壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。【建基法第2条第7号】

※5 防火構造：建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。【建基法第2条第8号】

➤ 次ページへ続く

# 消防別棟（改正前）と建築防耐火別棟との比較【渡り廊下】※前スライドからの続き

接続される建築物の外壁・屋根 延焼拡大防止	—	渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内	・【相対する外壁】 耐火構造+不燃仕上げ ※ 離隔距離10m超の場合には渡り廊下の接続部分から周囲3m以内のみ	
		【パターン1】耐火構造又は防火構造	・【渡り廊下部分を含み3m範囲内】 耐火構造+不燃仕上げ	
		【パターン2】①又は②で延焼防止上有効に防護されていること	・【渡り廊下部分を含み6.5m範囲内】 防火構造+準不燃仕上げ ・各棟：なす角による制限（放射加熱） ・軒：連続させない・屋根：不燃仕上げ	
① 耐火構造又は防火構造の 他のこれらに類するもの	② 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる もの若しくはドレンチャー設備 ※ 放水量等については規定なし			
接続される建築物の外壁・屋根の開口部 延焼拡大防止	—	Ⓐ 渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内 → 面積4m <sup>2</sup> 以内で甲種防火戸又は乙種防火戸を設ける	Ⓐ 【相対する外壁】 特定防火設備 ※ 離隔距離10m超の場合には渡り廊下の接続部分から周囲3m以内のみ ・【渡り廊下部分を含み3m範囲内】 特定防火設備 ・【渡り廊下部分を含み6.5m範囲内】 防火設備	
延焼拡大防止	—	【吹き抜け等の開放式の場合】	・壁・床：耐火構造 ・屋根：コンクリート・鉄材+膜材料等（総発熱量が低い材料に制限） ・開口部：下記Ⓑに同じ	
		【開放式以外の場合】	—	
延焼拡大防止	構造等	・【構造耐力上主要な部分】 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ・【その他の部分】 不燃材料又は準不燃材料	耐火構造	
		Ⓑ 接続部の開口部	Ⓑ 2枚の間仕切壁（・床）で非損傷・遮熱・遮炎（90分） ・2枚の特定防火設備（60分）で準遮熱・遮炎 ・開口部面積制限：原則15m <sup>2</sup> 以下 ※ 防火設備が設置される壁の性能以上の性能は考慮しない ※ 火熱遮断壁等が隣接する境界室が火災のおそれの少ない室で、天井・壁等が不燃化されている場合等は防火設備の準遮熱性能は不要 煙影響防止 告示基準では、遮煙性能を有する構造が規定される予定	
渡り廊下	—	排煙設備	※閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものを除く。  自然排煙用開口部又は機械排煙設備を、排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と運動して自動的に閉鎖する構造のものを設置。 【自然排煙用開口部】 ・屋根又は天井に設ける開口部 面積 $\geq 1\text{ m}^2$ 、幅 $\geq$ 渡り廊下の幅員の1/3、長さ： $\geq 1\text{ m}$ ・外壁に設ける開口部 合計 $\geq 1\text{ m}^2$ 、長さ（両側） $\geq$ 渡り廊下の1/3かつ高さ $\geq 1\text{ m}$ その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部 【機械排煙設備】 ・渡り廊下内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるもの。 ・電気で作動させるものは非常電源が附置されていること。	—
	倒壊防止	—	倒壊時含む火災時に生ずる引張力・圧縮力により非火災部分に損傷が生じない接続方法	

# 消防別棟（改正前）と建築防耐火別棟との比較【地下連絡路及びコアタイプ】

※ 国交省において告示化作業中。

	消防別棟	防耐火別棟(コアタイプ) (※)
基本イメージ	<p>地下連絡路 【昭和50年消防安第26号】</p>	<p>地下連絡路 【昭和50年消防安第26号】</p>
用途 動線確保	通行又は運搬の用途のみ供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるもの	火災の発生のおそれの少ない室 (4階以上の階段室は除く)
有効幅員 延焼拡大防止	6m未満 ※ 双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。	—
長さ 延焼拡大防止	6m以上	—
接続される部分の構造 延焼拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火構造</li> <li>両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【コア部分を含み3m範囲内】 外壁・屋根：耐火構造+不燃仕上げ 開口部：特定防火設備</li> <li>【コア部分を含み6.5m範囲内】 外壁・屋根：防火構造+準不燃仕上げ 開口部：防火設備</li> <li>各棟：なす角による制限（放射加熱）・軒：連続させない・屋根：不燃</li> </ul>
接続部の開口部 延焼拡大防止	Ⓐ 面積は4m <sup>2</sup> 以下で、甲種防火戸で隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ 2枚の間仕切壁（・床）で非損傷・遮熱・遮炎（90分）</li> <li>2枚の特定防火設備（60分）で準遮熱・遮炎</li> <li>開口部面積制限：原則15m<sup>2</sup>以下 ※ 防火設備が設置される壁の性能以上の性能は考慮しない</li> <li>火熱遮断壁等が隣接する境界室が火災のおそれの少ない室で、天井・壁等が不燃化されている場合等は防火設備の準遮熱性能は不要</li> </ul> <p style="text-align: right;">煙影響防止 告示基準では、遮煙性能を有する構造が規定される予定</p>
接続部の構造 延焼拡大防止 排煙設備 煙影響防止	耐火構造か天井及び壁並びに床の仕上げ材料及び下地材料が不燃材料 ※ 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2枚の間仕切壁（・床）で非損傷・遮熱・遮煙（耐火構造）</li> <li>2枚の扉で準遮熱・遮炎（防火設備が設置される壁の性能以上の性能は考慮しない）</li> </ul> <p style="text-align: right;">基準なし</p>
倒壊防止	基準なし	倒壊時含む火災時に生ずる引張力・圧縮力により非火災部分に損傷が生じない接続方法

# 消防別棟（改正前）と建築防耐火別棟の比較等を踏まえた 検討会・検討部会における主なご意見

## 別棟みなし規定全般

- ・ 消防法上の要求性能と建築基準法上の要求性能とのバランスを見ながら基準を整備していただきたい。双方を異なる内容で義務付けるなど、実務上建築主へ不合理に過大な負担とならないよう留意いただきたい。（第1回検討部会）
- ・ 現状、建築側の基準と消防側の基準のどちらの規定が厳しいのか、どちらに歩み寄ったほうがいいのかがわかる資料を整理していただくと議論がしやすい。その結果、全体が同じような基準になればいい。（第1回検討部会）
- ・ 木造化の推進や規制緩和なら何でも良いという社会風潮に対応しようとする場合、技術基準が細かくなり、適切に運用しきれないおそれがある。（第2回検討会）
- ・ 防火設備にはメカニカルな故障確率が必ずあり、閉鎖しないこともある。（第2回検討会）
- ・ 別棟とみなされた部分それぞれで規制かかると思うが、今後適用していく法令が大きい問題をはらまないか、イメージをしておくべきである。（第2回検討会）
- ・ 延焼拡大防止や動線確保について、整理の仕方は非常にいいと思う。厳しい意見も多いが、この方向性で進めていただいていいと思う。（第3回検討部会）
- ・ 現状の設置単位は今回の基準で対応できない複雑なものが多くある。これらについてエキスパートジャッジで対応できるように是非お願いしたい。（第3回検討部会）
- ・ 別棟みなしを建基法と一本化することが望ましい。

理由1 法的枠組みを変更すると、消防行政が変化に対応する柔軟性が制限される可能性がある。消防別棟（26号通知の渡り廊下等）については、各消防本部（消防署を含む）において、様々な運用がされており、現段階で本則化する必要はない。これまで消防本部が柔軟に対応できたことを踏まえ、今後は消防法施行令第32条の適用要件として運用することが望ましいと考える（本則化しても、各消防本部の運用と矛盾を生じる可能性が否定できない）。

理由2 法的要件が複雑で、行政機関や関係者が理解しにくくなる。消防別棟（26号通知の渡り廊下等）を本則化することで、建物関係者側は選択肢が増えることになるが、消防機関側は別棟要件が複雑となり、実際の運用が煩雑になる可能性がある（建築基準法上はパターンが1つなのに対して、消防法上はパターンが2つ存在することになる。）。

理由3 消防別棟の渡り廊下を建築防耐火別棟規定に合わせることで、運用が安定し、一貫性を持つことができるを考える。消防別棟（渡り廊下）における延焼拡大防止の技術的な要件は、建築防耐火別棟の要件をベースに消防別棟において要求すべき要件を追加することで、建物関係者側が理解しやすくなる。建築防耐火別棟を満たした場合は、消防別棟を認めるまでの付加要件の適合を確認することで、全国で公正なプロセスの確保及び事務の効率化が可能となる。また、消防法のみ別棟規定がパターンが2つ存在することで、異なる要件について建物関係者側に説明する必要が生じる。（第3回検討部会）

- ・ 新たに追加する消防の別棟規定は、建築別棟の適用を受ける場合のみ適用されるということであれば、心配なさそうだ。（第4回検討部会）

# 消防別棟（改正前）と建築防耐火別棟の比較等を踏まえた 検討会・検討部会における主なご意見

## ■ 渡り廊下タイプ及びコアタイプ（地下連絡路含む）

- ・ 避難別棟を満たした上で消防の基準に適合すれば消防別棟を認める等の対応を検討されたい。（第1回検討部会）
- ・ 地下部分で接続された場合の基準もご検討ください（ルート（対応も含め））。 （第1回検討部会）
- ・ コアタイプの場合、消防法令では前例がない基準であり、これを別棟みなしとして適用することにより、設置が義務付けられる消防用設備等が過小とならないようにしていただきたい。（第1回検討部会）
- ・ 構造と排煙については消防法のほうが妥当な規制だと思う。建築基準法と目的はほぼ同じだと思うので、できれば同じ規制にもらいたい。（第2回検討部会）
- ・ 別棟みなしとする基準（渡り廊下、緩衝帯、地下連絡路等）は、統一的な基準を示す必要があるが、全ての事例に提供できる基準は難しいことから、既存のものも含め多様性があるため基準化するものと個別評価するものを区別する必要がある。（第2回検討部会）
- ・ 大屋根による接続等、高い開放性を有する「渡り廊下」による接続についても基準に入れてほしい。（第3回検討部会）
- ・ 渡り廊下やコア部分の面積や用途の取扱いは、現状、各消防本部の判断で運用されている。今回、令第8条第2号において26号通知の渡り廊下等を省令等で細かく規定するのであれば、その取扱いを明確にすべきである。（第3回検討部会）
- ・ 26号通知に示されているものも継続して適用できるという理解でよいか。それぞれ、建築の基準に統一を図る方がわかりやすくてよいと考える。（第3回検討部会）
- ・ 基準策定後で構わないと、アーケードとの整合性（アーケードは渡り廊下基準に係わらず設置単位は別である旨）を明確にしてほしい（構造はアーケードも渡り廊下と同様。）。（第3回検討部会）
- ・ 別棟の各ブロックに建基法の避難階段等が必要ではないか。（第4回検討部会）

# 消防別棟（渡り廊下接続等）の技術的な要件の検討（案）

## 1 延焼拡大防止

【目的】 出火ブロックから他のブロックへの延焼が防止されること。

<考え方>

- ・ 現行の消防別棟（渡り廊下接続、地下連絡路接続）については、渡り廊下等や当該場所に存置された物品が延焼媒体とならないようにするとともに、出火ブロックの火熱が他のブロックの建築部材や室内の物品に延焼しないようにするための措置が要件として掲げられている。
- ・ 建築防耐火別棟（渡り廊下タイプ、コアタイプ）についても、消防別棟（渡り廊下接続、地下連絡路接続）と同様に、出火ブロックから他のブロックへの延焼拡大防止措置が要件として掲げられている。
- ・ 両者の延焼拡大防止措置内容は、具体的に示されている達成手段において違い（例えば、開口部の延焼拡大防止の手段として、消防側はドレンチャーが選択可能な達成手段として掲げられているが、建築側は掲げられていない等）もあるが、求められる延焼拡大防止の性能はおおむね同様の水準のものと評価できる。

### 技術的な要件

新たな消防別棟（渡り廊下接続、地下連絡路接続、コア接続）における延焼拡大防止の技術的な要件については、建築防耐火別棟の要件を基に定めることとする。

# 消防別棟（渡り廊下接続等）の技術的な要件の検討（案）

## 2 煙影響防止

【目的】 出火ブロックから他のブロックへの渡り廊下等を媒介とした煙の影響が防止されること。

### <考え方>

- ・ 現行の消防別棟（渡り廊下接続、地下連絡路接続）については、ブロック間の接続部における開口部に防火設備を設けるとともに、渡り廊下等の部分において煙を外気に排出することのできる構造・設備を求めることにより、渡り廊下等を媒介とした煙の影響が防止されている。
- ・ 建築防耐火別棟については、政令レベルにおいて煙影響防止の要件は求められていない。一方で、新たに定められる建築防耐火別棟の仕様規定（告示レベル）においては、ブロック間の接続部における開口部に遮煙性を有する構造の防火設備が規定される見込みである。渡り廊下の接続部分の開口部に遮煙性のある特定防火設備（60分耐火）を2枚設置すれば、これらを通過して他ブロックに煙による有害な影響が生じることは考えにくいことから、建築防耐火別棟においても渡り廊下等を媒介とした煙の影響が防止されているものと考えられる。

### 技術的な要件

新たな消防別棟（渡り廊下接続、地下連絡路接続、コア接続）における煙影響防止の技術的な要件について、遮煙性能が確実に担保されることを求めることが適当である。（防耐火別棟の仕様規定では遮煙性能を有する防火設備が規定される見込み。）

# 消防別棟（渡り廊下接続等）の技術的な要件の検討（案）

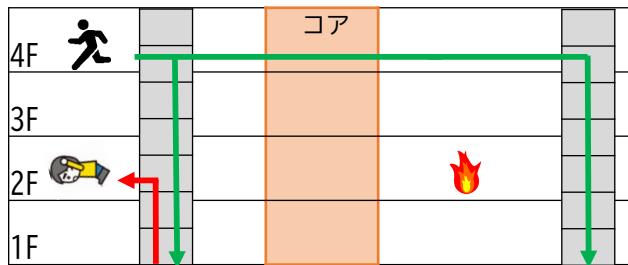
## 3 動線確保

【目的】 各ブロックにおいて、避難及び消防活動に用いる地上までの独立した動線が確保されていること。

<考え方>

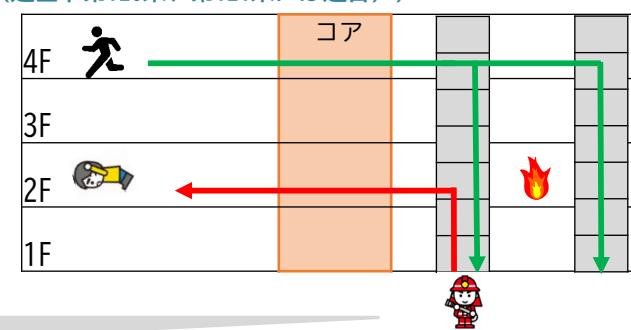
- ・ 渡り廊下や地下連絡路で接続されている場合、各ブロックにおいて平時からのフロア内及びフロア間の移動に必要なため、それぞれ通路や階段が独立して設けられることが一般的である。また、通路や階段は、建築基準法令において基準が設けられている。これらのことを前提として、現行の消防別棟（渡り廊下接続、地下連絡路接続）については、各ブロックにおける動線について、特に要件は定められていない。
- ・ 一方、建築防耐火別棟におけるコアタイプの場合、概念的には下図のように動線が一つのブロックに偏るケースも想定され、出火ブロックを通らぬと他のブロックにおける在館者の避難や消防隊の救助活動を行うことができない状況となることも考えられる。
- ・ 消防用設備等による避難安全支援や消防活動支援は、建築基準法で設置を義務付けている避難施設（通路や階段）への円滑な避難誘導（警報設備、誘導灯）、逃げ遅れ避難階段等が使用できない場合の非常脱出手段の確保（避難器具）、消防隊の上階進入支援（連結送水管等）等を目的とするものであることから、その設置単位となる各ブロックごとに、地上までの独立した動線（通路や階段）が確保されていることを前提とすべきである。
- ・ なお、火災時においても、避難上又は消防活動上必要な場合には、渡り廊下等による他ブロックへの移動を妨げるものではない（cf. 避難器具の一種である避難橋）。

※ コアタイプ接続されているが、双方のブロックに避難経路が存する場合



技術的な要件

※ コアタイプ接続により、一のブロックに避難経路が存しなくなる場合  
(建基令第120条、第121条には適合)



新たな消防別棟（コア接続等）における動線確保の技術的な要件については、各ブロックに通路や階段による地上までの独立した動線が確保されていることを求めることが適当である。

# コアタイプにおける室形状の接続部分の扱いについて（案）

## 概要

- 建築防耐火別棟みなしの構造のうち、コアタイプについては、現行における大規模木造建築物を区画する壁等について定められた告示基準（壁等の構造方法を定める件（平成27年2月23日国土交通省告示第250号。以下「壁等告示」という。））を参考に検討が行われていた。
- 壁等告示では、コアは「火災の発生のおそれの少ない室」とされており、火災が発生した場合に当該部分の可燃物が少ないと想定される室として、下記告示に定義がされている。
- 建築防耐火別棟のコアにおける用途も、上記「火災のおそれの少ない室」と同様とすることとしつつ、4階以上のコアとなる場合には、豊穴（階段等）を認めない方向となる見込みである。

## ※ 火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成12年5月31日）（建設省告示第1440号）

建築基準法施行令第128条の6第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。

- 一 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

## 考え方

- 現状の消防別棟の渡り廊下の要件としては、通路や運搬の用途のみ認められていることを踏まえれば、これと同程度の範囲に利用を制限することが必要である。
- コア部分については、渡り廊下に比べ、一定の広さがあることから、機械室、不燃性物品の保管室、階段、便所等として利用することが想定されているが、消防別棟の要求事項である延焼防止の観点からは、延焼媒体となりうる物品が保管される可能性を可能な限り排除すべきである。
- 告示基準第1号に掲げられている機械室や保管室は、物品を置いても通常の使用に支障がないと考えられ、可燃物等の物品が置かれる可能性が否定できない。一方で廊下、階段、通路及び便所は、物品が存置されれば通常の使用に支障が生じると考えられる。

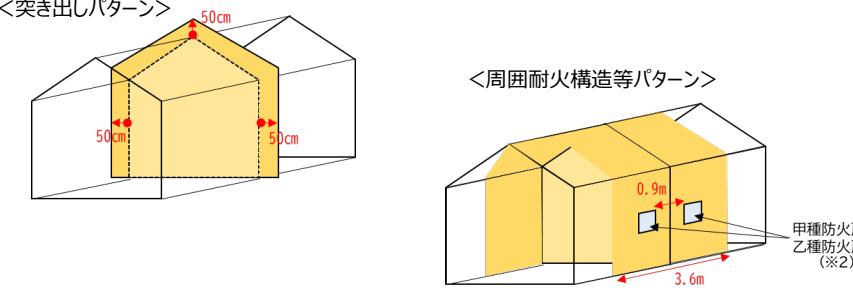
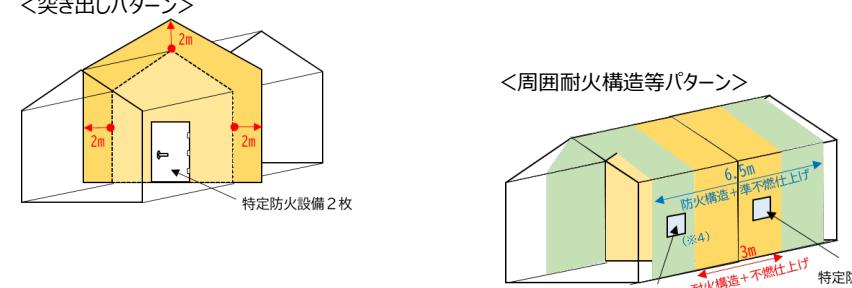
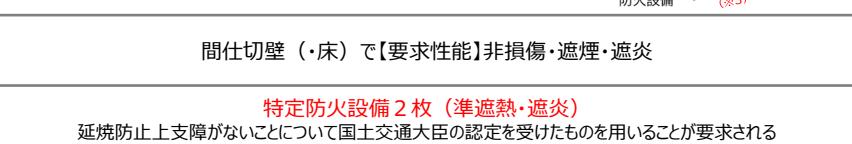
## 対応

国土交通省のコアの要件の検討内容を踏まえつつ、消防別棟の要件としては、現行壁等の告示基準の2号の用途（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの）に限定することを基本とする。

---

消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の対応方針の検討  
(2) 壁タイプ

# 消防別棟（改正前）と建築防耐火別棟の比較【壁タイプ】

消防別棟 【消防法施行令第8条】 【平成7年3月31日消防予第53号】		防耐火別棟【新設】 (※1)	
基本イメージ	 <p>&lt;突き出しパターン&gt;</p> <p>&lt;周囲耐火構造等パターン&gt;</p>	 <p>&lt;突き出しパターン&gt;</p> <p>&lt;周囲耐火構造等パターン&gt;</p>	 <p>特定防火設備2枚</p> <p>防火設備</p> <p>耐火構造+不燃仕上げ (※3)</p> <p>特定防火設備</p>
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造		間仕切壁（・床）で【要求性能】非損傷・遮煙・遮炎
開口部	認められない		特定防火設備2枚（準遮熱・遮炎） 延焼防止上支障がないことについて国土交通大臣の認定を受けたものを用いることが要求される
耐火性能	耐火構造（2時間以上）		耐火構造（90分）
突き出し	外壁面又は屋根面から50cm以上		外壁面又は屋根面から2m以上
又は 周囲耐火 構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令8区画を設けた部分の外壁又は屋根を含む幅3.6m以上にわたる部分が耐火構造であること。</li> <li>開口部を設ける場合には、甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。</li> </ul>		<p>【壁を含みMin (3m ,4.6(1-L)) 以内】 外壁又は屋根：耐火構造+不燃仕上げ 開口部：特定防火設備</p> <p>【壁を含みMin (6.5m ,10(1-0.5L)) 以内】 外壁又は屋根：防火構造+準不燃仕上げ 開口部：防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各棟：なす角による制限（放射加熱）</li> <li>軒：連続させない 屋根：不燃</li> </ul> <p>※L:防火壁突出長</p>
貫通部	<ul style="list-style-type: none"> <li>給排水管のみ可</li> <li>呼び径200mm以下のものであること。</li> <li>配管を貫通させるために設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。 → 矩形の場合は、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。</li> <li>配管貫通のために設ける穴相互の離隔距離は、当該穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては200mm）以上であること。</li> <li>貫通部をモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。</li> <li>熱伝導により配管の表面に可燃物が接触した際に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>給排水管、配電管その他の管（建基政令第129条の2の4第1項第7号の準用） → 当該管と防火区画との隙間をモルタル等の不燃材料で埋めること。 当該管が貫通する部分の両側1mの範囲を不燃材料で造ること。</li> <li>換気、暖房又は冷房の設備の風道（建基政令第112条第21項の準用） → 90分の遮炎性を有する防火設備で、次の用件を満たすもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。</li> <li>② 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。</li> </ul> </li> </ul>
倒壊防止	-		倒壊時含む火災時に生ずる引張力・圧縮力により非火災部分に損傷が生じない接続方法

※1 国交省において告示化作業中。

※2 現行では、甲種防火戸は特定防火設備、乙種防火戸は防火設備にそれぞれ該当。

※3 耐火構造： 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関する政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。【建基法第2条第7号】

※4 防火構造： 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関する政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。【建基法第2条第8号】

# 建築防耐火別棟（壁タイプ）の取扱いについて（案）

## 検討会等における主な意見

- ・ 壁1枚に対し防火設備2枚を設置した場合、2枚が確実に閉鎖して区画性能を担保する確率は下がると思うので、一定の離隔距離を設けないと消防法令上の別棟扱いは認められないとすべきではないか。（第2回検討部会）
- ・ 消防法施行令第8条は「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている部分は別の防火対象物とみなす」というシンプルな規定だが、消防用設備等の設置基準は「延べ面積が〇m<sup>2</sup>以上でスプリンクラー設備を設置しなければならない」というような規定ぶりのため、区画する耐火構造の床や壁に性能の高い防火戸が設置されている開口部があっても別棟とみなせる、と読めるような規定ぶりになると、現場で収拾がつかなくなるのではないか。全国の消防本部の意見を丁寧に聞きながら、慎重に対応してほしい。（第2回検討会）
- ・ 開口部のある別棟みなしについて、消防法施行令第8条の区画と同等のものであるという明確な説明ができるようにしていただきたい。（第2回検討会）
- ・ 令第8条区画の壁の2時間耐火は残すのか。令第8条区画の壁の2時間耐火を省令で規定するのであれば、評価方法も明確にしてほしい。（第4回検討部会）

## 考え方

- ・ 現行の消防別棟（令8区画）については、開口部のない耐火構造の壁で区画されており、出火ブロックの火熱が他のブロックに延焼しない措置を要件としている。
- ・ 建築防耐火別棟（壁タイプ）についても、消防別棟と同様に、耐火構造で区画する等、延焼拡大防止措置が要件とされている。
- ・ 両者の措置内容について、区画の壁に要求する延焼防止性能は共通点が多い。
- ・ 一方、相違点として、消防別棟には配管の区画貫通を除き開口部は許容されていないが、建築防耐火別棟は人の往来が可能な開口部が許容されている。
- ・ 建築防耐火別棟（壁タイプ）の要件として、開口部に特定防火設備2枚を設置するが想定されるところであるが、具体的な仕様等は現時点において明らかになっておらず、当面は延焼防止上支障がないことについて国土交通大臣の認定を受けることが前提となる予定である。

## 対応

建築防耐火別棟の壁タイプ（開口部あり）については、具体的な仕様等が明らかになっておらず、技術的な検討を十分に行うことができないため、今般の省令改正において具体的な規定は設けないこととするが、防火上の措置として渡り廊下等と、①延焼拡大防止、②煙影響防止、③動線確保 の3つの観点において「同等」と判断できる場合には、消防別棟（令第8条第2号）として扱うことができるよう規定することとする。

---

## **消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の骨子（案）と 既存防火対象物の取扱い**

# 省令等で示す内容の骨子（案）

## ■ 基本的な考え方

- ・ 令第8条第1号に基づく壁タイプ（開口部なし）については、省令において53号通知の要件を規定する。
- ・ 渡り廊下やコア接続については、令第8条第2号に基づく省令において、建築基準法令上の要件をベースとしつつ消防独自の要件を一部追加し規定するとともに、これまで26号通知で運用してきた渡り廊下・地下連絡路・洞道の要件も規定する（細部については消防庁告示に規定）。
- ・ 建築基準法の壁タイプ（開口部あり）については、具体的な仕様等が明らかになっておらず、技術的な検討を十分に行うことができないため、今般の省令改正において具体的な規定は設けないととするが、防火上の措置として渡り廊下等と①延焼拡大防止、②煙影響防止、③動線確保の3つの観点において「同等」と判断できる場合には、消防別棟（令第8条第2号）として扱うことができるよう規定する。
- ・ また、従前の26号通知で運用してきた渡り廊下・地下連絡路・洞道の要件に適合しない（開口部制限や接続部の長さ）であっても、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性を有するものについては、防火対象物ごとに専門家の評価を経て、別棟として取り扱っている事例（一般財団法人日本消防設備安全センターの緩衝帯として18件の実績あり。P.26参照。）もあるほか、消防本部によっては独自の基準を設けて別棟として扱っている場合もあることから、今後も、渡り廊下等と防火上の措置として「同等」と認められる場合には消防別棟（令第8条第2号）として扱えるよう規定する。

※ 26号通知：消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日消防安第26号）

※ 53号通知：令八区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（平成7年3月31日消防予第53号）

## ■ 改正後の消防法施行令（抄）

第八条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

- 一 開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁
- 二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二〇に規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。）

# 省令等で示す内容の骨子（案）

## 消防法施行規則・告示における対応（案）

### 1 令第8条第1号関係 ← 従前からの別棟規定（令8区画）

政令	開口部のない耐火構造の床又は壁で区画
省令	令第8条第1号の開口部のない耐火構造の床又は壁は次のとおりとする。 → 2時間耐火、50cm突き出し。3.6m幅の耐火構造、配管貫通処理等（53号通知の要件）
通知	省令の補足（イメージ図含む）

### 2 令第8条第2号関係 ← 新設の別棟規定（建築防耐火別棟及び26号通知の渡り廊下等）

政令	床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもので区画
省令	総務省令で定める防火上有効な措置は、防火対象物の部分に応じて次のとおりとする。 (1) 建築防耐火別棟の適用を受ける防火対象物の渡り廊下又は火災の発生のおそれの少ない室（コア） <ul style="list-style-type: none"><li>火災の発生おそれの少ない室（コア）の用途は、「廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの」であること</li><li>接続部の開口部の防火設備は遮煙性を有すること</li><li>各ブロックに直通階段が設けられているように区画すること</li></ul> (2) 消防庁長官が定める(1)に類する防火対象物の部分 消防庁長官が定める措置
消防庁告示	防火対象物の部分及び防火上有効な措置を次のとおり定める。 (1) 渡り廊下（省令で規定する(1)を除く） 離隔距離、接続する建物構造、接続開口部、渡り廊下の構造・排煙 等（26号通知の要件） (2) 地下連絡路（省令で規定する(1)を除く） 離隔距離、接続する建物構造、接続開口部、地下連絡路の構造・排煙 等（26号通知の要件） (3) 洞道 洞道の構造、配管貫通処理 等（26号通知の要件） (4) その他これらに類する防火対象物の部分 (1)～(3)と同等以上の措置（壁（開口部あり）タイプや緩衝帯等に対応するための規定）
通知	省令及び消防庁告示の補足（イメージ図含む）

# 既存防火対象物の取扱いについて

## 方針

今回の改正は、基準の強化ではなく、建築基準法との整合を図ることや法令上の位置づけを明確化するためのものであり、これまで適用されてきた既存防火対象物の別棟としての取扱いは変更しない。

⇒法令等の経過措置による対応

## 従来の運用との突き合せ表

基準 タイプ		(現行) 消防基準	(新設) 建築基準	新消防基準
壁	開口部あり	—	防耐火別棟	基準化しない
	開口部なし	令第8条/53号通知	想定していない	令第8条第1号/省令（53号通知の要件）
渡り廊下		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号/ 省令・消防庁告示（防耐火別棟・26号通知の要件）
地下連絡路		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号/消防庁告示（26号通知の要件）
コア		—	防耐火別棟	令第8条第2号/省令（防耐火別棟の要件）
洞道		26号通知	—	令第8条第2号/消防庁告示（26号通知の要件）

## <参考>これまでの検討経緯

開催日	検討会等	
令和5年7月26日	第1回予防行政のあり方に関する検討会	検討背景を確認
令和5年8月9日	第1回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会	主要構造部の一部木造化に伴う消防法令の対応の方向性を検討
令和5年9月11日	第2回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会	主要構造部の一部木造化に伴う消防法令の対応案、別棟みなしの対応の方向性の検討
令和5年9月28日	第2回予防行政のあり方に関する検討会	中間とりまとめを審議
令和5年10月	<b>中間とりまとめ公表</b>	—
令和5年11月20日	第3回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会	別棟みなしの要求事項の整理 別棟みなし(渡り廊下タイプ)の比較と対応案の検討
令和5年12月26日	第4回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会	別棟みなし(壁タイプ)の比較と対応案の検討
令和6年1月29日	第3回予防行政のあり方に関する検討会	とりまとめ結果を審議

# <参考>検討体制

## 予防行政のあり方に関する検討会

<学識経験者>	<事業所等>	<消防関係団体>	<消防本部>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮 喜文（東京理科大学創域理工学部建築学科 教授）</li> <li>・河村 真紀子（主婦連合会会長）</li> <li>・小出 治（東京大学 名誉教授）</li> <li>・高 黎静（千葉科学大学大学院危機管理学研究科 教授）</li> <li>・小林 恭一（東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授）</li> <li>・佐野 友紀（早稲田大学人間科学学術院 教授）</li> <li>・次郎丸 誠男（危険物保安技術協会 名誉顧問）</li> <li>・関澤 愛（東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授）</li> <li>・辻本 誠（名古屋大学 名誉教授）</li> <li>・中川 丈久（神戸大学大学院法学研究科 教授）</li> <li>・山崎 栄一（関西大学社会安全学部 教授）</li> <li>・村井 裕樹（日本福祉大学健康科学部福祉工学科 准教授）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)日本病院会救急・災害医療対策委員会</li> <li>・社会福祉法人全国社会福祉協議会</li> <li>・(一社)日本ホテル協会</li> <li>・(一社)日本損害保険協会</li> <li>・全国興行生活衛生同業組合 連合会</li> <li>・(公社)全国ビルメンテナンス協会</li> <li>・(一社)日本ショッピングセンター協会</li> <li>・(一社)日本ビルディング協会連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本消防検定協会</li> <li>● (一財)日本消防設備安全センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 千葉市消防局</li> <li>● 東京消防庁</li> <li>● 大阪市消防局</li> </ul>

※オブザーバーとして参加

- ・国土交通省住宅局
- ・全国消防長会
- ・消防庁消防大学校消防研究センター

部会で具体的に検討

## 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会

<学識経験者>	<関係団体>	<消防本部>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小林 恭一（東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授）</li> <li>・佐野 友紀（早稲田大学人間科学学術院 教授）</li> <li>・志田 弘二（名古屋市立大学 名誉教授）</li> <li>・大宮 喜文（東京理科大学創域理工学部建築学科 教授）</li> <li>・河野 守（東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻 教授）</li> <li>・関澤 愛（東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一財)日本消防設備安全センター</li> <li>・(一社)火災報知機工業会</li> <li>・日本消防検定協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市消防局</li> <li>・川崎市消防局</li> <li>・東京消防庁</li> <li>・大阪市消防局</li> <li>・福岡市消防局</li> </ul>

※オブザーバーとして参加

- ・国土交通省住宅局
- ・全国消防長会
- ・消防庁消防大学校消防研究センター

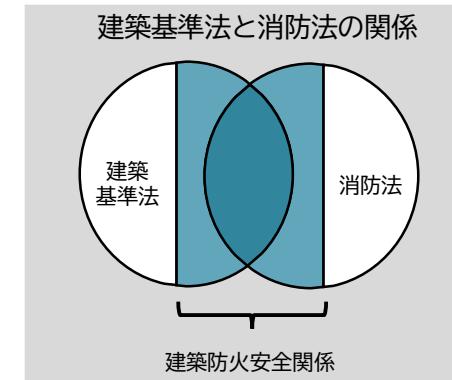
# <参考> 建築基準法と消防法の関係

※ 「総合防火安全対策手法の開発調査報告書」（平成15年3月）を基に作成

## 1 相互補完的な関係

消防法に基づく自動火災報知設備は、建基法に基づく防火設備のトリガーとしての役割を果たしており、誘導灯は建基法の避難経路への避難を支援しているものであり、消防法の対策単独で防火安全に寄与するというより、建築対策を補完し、これと相まって全体として防火安全対策が有効に機能するための設備という性格をもつ。

また、建基法に基づく非常用進入口や消防車の寄り付きなどは、消防法の連結送水管や排煙設備などと連携して、消防の活動を支援する関係にある。



## 2 パッシブ対策とアクティブライブ対策

建基法に基づく対策は、建築物の空間構成（面積区画、豊穴区画等及び構造、材料）や施設（階段、付室、避難施設等）の配置等に関する必要条件（パッシブ対策）を規定する条文が多いのが特徴。

消防法に基づく対策は、火災そのものに着目して、火災の感知から始まり、避難、消火、救助という火災フェーズのそれぞれの段階に対応した人的な活動を前提として、それらの活動に使用される設備に関する規定（アクティブライブ対策）が多いのが特徴。

## 1 棟単位の原則

消防用設備等は、防火対象物の用途、規模（面積、高さ、収容人員）、構造（耐火構造等）、様態（地階、無窓階）により表される火災危険性（出火危険性、延焼危険性、避難困難性等）に応じて要求されており、その火災危険性の大小は、原則として、建築物の構造等の単位である棟ごとに判断することとされている。

ここでいう「棟」とは、外壁、柱、小屋裏、はり、屋根など建築物の主体的な構造部すべてを独立して具備するものをいう。

## 2 棟単位の例外

上記例外として、消防法施行令（以下「令」という。）第8条（別棟みなし規定）、用途に着目した令第9条、地下街との接続を考慮した令第9条の2が規定されている。

このうち、令第8条（別棟みなし規定）は、防火対象物の部分で、当該部分が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、当該部分で出火しても他の部分に火災が延焼し、又は他の部分の出火により当該部分に延焼する危険性が少ないので、当該部分を他の部分と切り離して考え、別個の独立した防火対象物とみなして、令の第3節（設置及び維持の技術条の基準）に定める技術上の基準を適用することとし、一棟一設置単位の原則の例外を定めたものである。

なお、令第8条（別棟みなし規定）における、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画の具体的な構造等の基準は、「令八区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日消防予第53号）で示している。

## 3 渡り廊下等によって接続されている場合の扱い

建築物相互が渡り廊下等によって接続されているものについては、原則として一棟とみるべきであるが、構造上及び延焼防止の観点から、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日消防安第26号）に示す一定の要件を満たす場合には、別棟として運用上取り扱われている。

# <参考> 建基法令の改正に関する消防本部への説明及び意見交換の状況

今回の建基法令の改正のうち、主に防火規制に関する次の内容について消防本部に対し国交省による説明や意見交換等を実施している。

- ① 耐火建築物における部分的な木造化の推進（特定主要構造部関係）
- ② 低層部分の木造化の促進（防耐火別棟みなし規定関係）
- ③ 3,000m<sup>2</sup>超の大規模建築物の全体の木造化の促進

## ● 全国消防長会警防防災委員会（令和5年5月11日実施）及び予防委員会（令和5年5月23日実施）

国交省から建築基準法令の改正概要について説明

## ● 建築基準法令の改正に関する説明会（令和5年6月5日実施）

### 【参加消防本部等】

- ・全国消防長会予防委員会都市12消防本部、警防防災委員会都市11消防本部、全国消防長会

### 【実施概要】

- 1 国交省から建築基準法令の改正概要について説明し、その後質疑応答を実施した。
- 2 国交省から各消防本部に対し次の事項について説明があった。
  - ・大規模木造建築物の無窓区画に対する消防活動支援の方策
  - ・主要構造部の一部が木造であることの消防本部への情報共有の方策

→ 説明会後、参加消防本部に対して意見照会を実施した。

## ● 建築基準法令の改正に関する意見交換会（令和5年8月18日実施）

### 【参加消防本部等】

- ・全国消防長会予防委員会及び警防防災委員会の委員長都市及び副委員長都市 計8消防本部、全国消防長会

### 【実施概要】

- 1 国交省から建築基準法令の改正概要について説明、意見交換
- 2 6月の説明会後の意見照会に対する国交省の回答の考え方について説明、意見交換
  - ・大規模木造建築物の無窓区画に対しスプリンクラーや排煙設備の設置を検討する
  - ・大規模木造建築物については、消防同意時の書類、現場の表示で消防隊への情報提供の方法を検討する

→ 意見交換会の結果を踏まえ、予防委員会都市12消防本部及び警防防災委員会都市11消防本部に対し、意見に対する国交省の回答内容を送付した。

⇒ 消防本部の意見を踏まえ、以下の措置を国交省において具体的に検討中

- ・一定規模の木造建築物（燃えいろ準耐火構造、耐火建築物における主要構造部の一部木造、大規模木造建築物 等）を消防同意書類に明記
- ・区画された主要構造部の部分（=木材使用部分）の位置等の表示
- ・大規模木造建築物の無窓区画へのスプリンクラーや排煙設備の設置を要求

また、消防法令についても、新たに別棟みなし規定の細部を定めた告示（案）について、指定都市の消防本部に照会を行っている（令和6年1月）。

# <参考>緩衝帯について

## ■ 緩衝帯とは

- ・ 緩衝帯とは、大規模・複雑化した建築物同士が接続する際、消防用設備等の設置単位を別棟とする基準（令8区画や渡り廊下、地下連絡路等。以下「渡り廊下等」という。）の要件に適合しない（開口部制限や接続部の長さ）であっても、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼすことがないと評価された接続部である。
- ・ 緩衝帯で接続されたそれぞれの建築物は、各消防本部や一般財団法人日本消防設備安全センターに設置される専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」等で審査・評価が行われ、消防用設備等の設置単位を別棟として取扱われている。

## ■ 一般財団法人日本消防設備安全センターにおける緩衝帯の評価件数

- ・ 2023年12月時点で18件の評価が行われている。
- ・ 評価実績一覧

横浜市庁舎／（仮称）横浜市中区北仲通5丁目計画／（仮称）天神ビジネスセンター／アーバンネット横浜／  
（仮称）天神一丁目11番街区プロジェクト新福岡ビル／熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業施設桜町花畠オープンスペース サービス棟  
／天神一丁目北14番街区ビル／ヒューリック福岡ビル／（仮称）住友生命福岡ビル・天神西通りビジネスセンター建替計画／  
新綱島駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物B再開発ビル／天神BC2期／天神1-7計画（イムズ）／  
JRタワーと地下鉄東豊線さっぽろ駅の接続部／（仮称）JR三ノ宮新駅ビル／（仮称）Walkプロジェクト新築工事／  
再開発ビルとJRタワーとの接続部／再開発ビルと地下街アピアとの接続部／再開発ビルと地下鉄東豊線さっぽろ駅の接続部  
（横浜市4件、福岡市8件、熊本市1件、札幌市4件、神戸市1件）